

国立大学法人東京大学と文京区との グリーントランスフォーメーションに向けた連携に関する協定

平成 17 年 1 月 12 日付けで締結された国立大学法人東京大学と文京区との相互協力に関する協定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と文京区（以下「乙」という。）は、持続可能な地域社会の形成を目指すグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）推進に向けた連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、乙の地域課題に対応し、カーボンニュートラル（炭素中立）、ネイチャーポジティブ（生物多様性）及びサーキュラーエコノミー（循環経済）に関する取組を主とする GX 推進に寄与するため、相互に連携し、協力することを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、次の事項について、連携し、協力する。

- (1) 地域の GX 推進に向けた課題対応のための学術研究の推進
- (2) GX 推進に向けた学術研究の成果の社会実装
- (3) GX 推進に向けた各種取組
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の具体的業務に関しては、甲及び乙が必要に応じて、別途協議し定めるものとする。

（有効期間）

第 3 条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 6 月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は当該期間満了日の翌日から同一の内容をもって更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、法令等に基づく場合を除き、本協定に基づく連携及び協力に際して知り得た相手方の業務上の情報を第三者に開示・漏えいし、又は本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって別途協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月29日

東京都文京区本郷七丁目3番1号

甲 国立大学法人東京大学

総 長 藤 井 輝 夫

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

文 京 区 長 成 澤 廣 修